

日本書紀の紀年論 2

— 初期ヤマト王権解明のための方法論の検討 —

小林 敏 男

On calendar year of “NIHON-SHOKI” (日本書紀) in Japanese History. 2

Kobayashi Toshio

4

辛酉革命説なるものは甲子革命^(改)とならんで讖緯思想のなかで、易緯（易緯云、辛酉為革命、甲子為革命）と詩緯（詩緯云、十周參聚、氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政）にみられることは三善清行の『革命勘文』（昌泰四年二月）^(九〇一年)所引の文のなかで（正確に言えば、『革命勘文』によってのみ）よく知られているところである。易緯は、現存する緯書篇目は乾鑿度以下八種あり、他の緯書に比較して完全な形で易緯が残っているといわれている^①。しかし、辛酉革命、甲子革命の一文は発見されていない。また安居香山・中村璋八『緯書集成六卷八冊』（昭和四十六年刊）は、緯書逸文のもっとも集成・蒐集の進んだ成果であるが、それによっても辛酉革命の一文は発見されていない^②。そのことは詩緯も同様で、詩緯は含神霧以下三種のみの篇目があるだけであるが、ここでも辛酉革命の一文はみえない。もっとも緯書類は、度重なる弾圧で散佚しているの、あるいはすでに亡佚した中にあったかもしれない。しかしこの点はそう断言してよいかも不安である。この点をもう少し考えてみたい。

論の都合上、『革命勘文』中の関連部分をあげておきたい（今井宇三郎氏の読み下し文による）^④。

革命勘文

文章博士三善宿禰清行謹言

請改元応天道之状

合証拠四条

一、今年当大變革命年事

易緯云、辛酉為革命、甲子為革命、鄭玄曰、天道不遠、三五而反、六甲為一元、四六二六交相乘、七元有三變、三七相乘、廿一元為一都、合千三百廿年、春秋緯云、天道不遠、三五而反、宋均注云、三五、王者改代之際会也、能於此際自新如初、則通无窮也、詩緯云、十周參聚、氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政、注云、天道卅六歲而周也、十周名曰王命大節、一冬一夏、凡三百六十歲一畢、無有余節、三推終則復始、更定綱紀、必有聖人、改世統理者如此、十周名曰大剛、則〔復〕乃三基会聚、乃生神明、神明乃聖人改世者也、周文王、戊午年決虞芮訟、辛酉年青竜銜圖出河、甲子年赤雀銜丹書、而至武〔王〕伐紂、戊午日軍渡孟津、辛酉日作泰誓、甲子日入商郊、

謹案、易緯以辛酉為都首、詩緯以戊午為都首、依主上以戊午年為昌泰元年、其年又有朔旦冬至、故論者或以為、応以戊午為受命之年、然而本朝自神武天皇以來、皆以辛酉為一都大變之首、此事在〔文書〕未出之前、天道〔神事〕自然符契、然則雖有兩説、猶可〔依〕易緯也、又詩緯以十周三百六十年為大變、易緯以四六〔二六〕為大變、二説雖異、年数亦同、（以下、略）。

一 今年大變革命の年に當ること

易緯に云ふ。辛酉を革命となし、甲子を革命となすと。鄭玄曰く、天道は遠からず、三五にして反へる。六甲を一元と為し、四六・交相乘じ、七元にして三變あり。三七相乘じて、廿一元を一都となす。合して千三百廿年なりと。春秋緯に云ふ、天道は遠からず、三五にして反る

と。宋均注に云ふ、三五は王者改代之際会なり。能く此の際に於て、自から新たにすること初めのごとくなれば、則ち無窮に通ずるなりと。

詩緯に云ふ、十周にして參聚し、氣神明を生ず。戊午運を革め、辛酉命を革め、甲子政を革むと。注に云ふ、天道は三十六歳にして周るなり。十周を名けて王命の大節と曰ふ。一冬一夏し、凡そ三百六十歳にして一たび畢り、余節あるなし。三推終れば則ち始めに復り、更めて綱紀を定む。必ず聖人あり、世を改め統理する者はかくのごとし。十周を名けて大剛と曰ふ。則ちまた乃ち三基にして会聚し、乃ち神明を生ず。神

明にして乃ち聖人は世を改むる者なり。周の文王は、戊午の年、虞芮の訟へを決し、辛酉の年、青竜図を銜みて河に出で、甲子の年、赤雀丹書を銜む。しかして武王、紂を伐つに至り、戊午の日、軍孟津を渡り、辛酉の日、泰誓を作り、甲子の日、商郊に入ると。

謹みて案ずるに、易緯は辛酉を以て部首となし、詩緯は戊午を以て部首となす。主上、戊午の年を以て昌泰元年となし、この年また朔旦冬至ありしにより、故に論ずる者或は以てへらく、応に戊午を以て受命の年となすべし、と。然れども本朝は神武天皇より以来、皆辛酉を以て一部大變の首となせり。この事は文書のいまだ出でざる前にあり、天道神事、自然の符契なり。然らば則ち兩説ありといへども、猶易緯によるべきなり。また詩緯は十周三百六十年を以て大變となし、易緯は四六・二六を以て大變となす。二説は異なるといへども、年数もまた同じ。

(以下、略)。傍線や付点は筆者による

右の『革命勘文』の論拠となっている緯書の暦運説(易緯の解釈にみられる一元を六十年、一部を千三百二十年とするような辛酉革命説の論拠となった周期説、または詩緯の解釈にみられる三十六年周期、三百六十年を一大周期とみる説)は、易緯の世軌法や詩緯の四始五際説を、六十年周期、三十六年周期に曲げて解釈して三革説(辛酉革命、甲子革命、戊午革運)に作り替えたもので、王肇の「開元曆紀経」がその情報源であつて、王肇は改変された後の緯書説を応用して緯書を「誤読」して伝えた張本人である疑いがあるとする。武田時昌^⑤の見解である。以下、武田の見解を詳しくみておこう。

緯書の暦運説に関しては、現存する緯書資料には、『革命勘文』にみられる三革説の周期と一致する論述はみあたらない。別に易緯にも詩緯にも特色ある暦運説が展開されている。後漢の朗顓の上表文(後漢の順帝の陽嘉二年「一三三年」)には、「詩氾歷枢曰、卯酉為革政、午亥為革命。神在天門、出入候聴」と詩緯の「詩氾歷枢」の引用がある。また『詩推度災』には、「建四始五際、而八節通、卯酉之際、為革政、午亥之際、為革命、神在天門、出入候聴」とある。これは齊詩学の四始五際説によるもので、その暦運は三百六十年を一周期として十二支に配当し、一支ごとに三十年、十年ごとに孟・仲・季の三期(基)に分ける。三基法の基点となっているのは、殷曆における甲寅で、四始五際説は甲寅歳を暦元とする曆術の一種であるという。

『後漢書』朗顓伝の季賢注所引の「詩氾歷枢」には、三十年を孟・仲・季に分けた十年を「王命一節」としている。これは『革命勘文』所引の詩緯の宋均注に天道は三六歳周期で十周を「王命大節」と名づけたとあるのに対応している。さらに三善清行の勘申の翌日に上奏された惟宗弘経・阿保経覽連署の『算曆両道召勘文』や清行以後の革曆類にも十周三千六百年を「大剛」の大周期とする記述が多くみられる。したがって、詩緯には三期法で十二支だけを用いていたとするよりは、十年(一節)↓三十年(一支)↓三百六十年(十二支)という一サイクルをさらに十

周させ（三千六百年）、その大周に十干をそれぞれ配当するという暦構造があったとする方が整合性があると。『革命勘文』所引の詩緯の場合に「十周參聚、氣生神明」を三百六十年の小周にあてはめ、三十六年としたから、三基法による暦術は實際上意味をもたない。したがって、五際説の「卯酉・午亥」を「戊午・辛酉・甲子」の歳の干支に置換したと考えても不都合はないという。

ところで易緯の現行本にも辛酉革命説に直接むすびつく記述はみられない。しかし易緯の暦術では、『易緯乾鑿度』や『易緯稽覽圖』に展開されている世軌法と称するものがあつた。それは七十六年、一千五百二十年、四千五百六十年を周期とする殷暦の暦定数を応用し、一千五百二十年を二卦に、すなわち七十六年を一卦に配当し一軌とし、さらに四十二軌（一極、三万一千九百二十年）を一大周期とするものである。

『革命勘文』の鄭玄注にはつじつまの合わない記述がある。「七元三變有り」と「三七相乘」じて二十一元を導くことには相関関係がない。また「二十一元を一都と為す」とあるが、『易緯乾鑿度』では、一紀（七十六年）、一都首（二十紀）、一元（三都首）であり、漢代の暦法ではそれが一部、一紀、一元の順になる。いずれにせよ一部を一元より大きい周期としたものはない。それらはいずれも一元を六十年と理解してしまつたことによる錯乱である。そのために四十二軌、二十一都首の「三万一千九百廿年」が、「二十一元」の「合千三百廿年」という矛盾した周期になつてしまつたといわれる。

ところで『勘文』中の易緯の「辛酉為革命、甲子為革命」という記述については、易緯の暦術において辛酉・甲子と称した場合には、一紀七十六年周期の「部名」をさす場合がある。すなわち暦元から七十六年ごとの紀首朔旦冬至の日の干支によつて、「部名」とする。甲子部は暦元（甲寅歲）から七十六年間、辛酉部は、四番目の紀になり、二十紀一千五百二十年で一周する。この「部名」を歳の干支と混同したのかもしれない。さらに『革命勘文』所引の詩緯の宋均注の後半部には「周の文王は、戊午の年、虞芮の訟へを決し、辛酉の年、青竜圖を銜みて河に出て、甲子の年、赤雀丹書を銜む。しかして武王、紂を伐つに至り、戊午の日、軍孟津を渡り、辛酉の日、泰誓を作り、甲子の日、商郊に入る」（傍点、筆者）とあるが、こうした出来事がまさしく三革説を創案する根拠となつたにちがいないという。

以上、右の武田の見解をみる限り、易緯や詩緯の三革説（辛酉革命、甲子革命、戊午革運）やその注釈である後漢の大儒鄭玄や魏博士宋均の暦運、周期の説は、現存する緯書関係の輯佚類にはみえないものであつて、後漢・魏以後のなんらかの改変をえてあらわれてきたものと考えられる。そして『革命勘文』の淵源に王肇なる人物がいるようだ。

この王肇についてはすでに那珂通世の『上世年紀考』でふれられている。那珂は、足利氏の世の頃までは緯書がすこぶる存したが、今は全く失せて、易緯の語についても「元応三年辛酉、大外記中原師緒の勘奏に『易緯十卷之中無件文』、此外有他緯哉否、曾以愚管所不窺見也、粗考典籍、五経暦算引易説、有此文、同曆紀経歟、此書等、非聖人之著作、尚胎疑殆、出於緯候之説、可謂幽玄之義、我若

无^二本書之所^レ見、以^二何説^一立^二四六・二六之乗数^一、可^レ及^二革命当否之沙汰^一乎、今度宜^下被^レ決^二群才^一、被^上垂^二法於将来^一者歟」ト云ヘリ。歴紀経ト云ヘルハ、唐ノ王肇ガ著セル開元曆紀経ト云ヘル書ニシテ、清行ノ革命ノ議ハ、大抵其書ノ趣旨ニ本ヅキタルガ如ク見ユ」とのべている。すなわち、中原師緒の勘奏によると、清行の『革命勘文』の引用にみられる易緯の文は現存の緯書中にはみれないこと、ただ五経曆算（曆紀経）には易説が引かれていて例の辛酉革命説がのべられているが、この曆紀経（すなわち王肇の開元曆紀経のこと）は、聖人の書でなく疑わしいところもあるという。那珂は、清行の『革命勘文』の議論はこの王肇の開元曆紀経にもとづくものではないかと指摘している^⑥。もともと「開元曆紀経」は『日本国見在書目録』にも中国の目録にもみあたらず、王肇なる人物も唐の開元中（七一二―七四一年）の人らしいと推定できるほかはハッキリわからない人物であるという。

佐藤均^⑦は、辛酉・甲子の改元に影響を及ぼした讖緯思想を理解するためには、王肇の『開元曆紀経』の研究が必要であると強調されている。佐藤によると王肇の「曆紀経説」は、易説・詩説とならんで王肇説として、延喜元年辛酉以後の革命勘奏・革命勘文に多出するという。以下、佐藤の著書によってそれをみてみよう。

『^{（九六四）}応和四年甲子革命勘文^{（補）}』には、四勘文が収められているが、そのうちの一つ正六位上行兵部少丞三善朝臣道統の『紀伝道勘文』には以下のうにみえる。

今謹案王肇開元曆紀経、帝王革命法曰、帝王革命、革卦之氣変也、革卦離下兌上也、離為火、兌為金、々雖有從革之性、非火不變、故金火合卦、成革命之變、而推年数法、易説者以四六二六而乗之、詩説者十周三百六十歳而推之、二説皆失卦象之意也

右の点に関連して一条兼良の『兼良公三革説』所収の正治三（一二〇一）年に九条良経が朝市尾籠相秀という作名で記したいわゆる『擬作勘文』には以下のような文がある。

王肇曰、臣謹按帝王受命、必在三元甲子之年、而或以辛酉為革命、或以戊午為革運、進退雖異期、数略同、但帝王革命、此革卦之氣変也、（中略）、又推年数法、或以四六而乗之、或十周三百六十歳而推之、臣以為二説、皆失卦象之意也。

就之按之、凡革命之源、在緯候之説、鄭玄得之、立四六二六交乗之術、而唐開元年中、王肇破鄭玄之説、立陽乘陰乗之法、以詩易両説、称失卦象之意、爰我朝昌泰四年、三善清行朝臣、棄王肇之術、拋鄭玄之説云々。

右の王肇の『開元曆紀經』をみると、易緯・詩緯と同じく王肇もまた辛酉革命・戊午革運説をとなえていたことはわかるが、王肇は易緯・詩緯の二説は「卦象之意」を失っていると批判し、自己の陽乘・陰乗の法を主張している。易説の年数法（紀年法）は鄭玄の法によるもので四六・二六乘法（周期を千三百二十年）であり、詩説のそれは宋均の注によるもので十周三百六十歳（一周は三十六年）であるが、王肇の年数法は後述するようにそれとは違ったものである。

次に『応和四年甲子革命勘文』のなかの從五位下行主計權助天文博士賀茂朝臣保憲の「曆道勘文」も冒頭に「開元曆紀經」を引用している。

謹檢王肇開元曆紀經、推帝王革命之法、易緯云、辛酉為革命、甲子為革令、詩説云、十周參聚、氣生神明、辛酉革命、甲子革政、法云、天道卅六歳而一周也、十周名曰王命（大カ）一節、一冬一夏、凡三百六十歳、一畢無有餘算、三推終則復始、更定綱紀、必有聖人改世統理者如此、十周名曰大剛、則乃三基会聚、乃生神明、乃聖人改世者也々々。

右をみると『開元曆紀經』には、易緯や詩緯の辛酉革命、甲子革命（政）説が引用されていることがわかる。このことは、三善清行が『開元曆紀經』から易緯・詩緯の革命説を知ったことを推測させる。^⑧『村上天皇御記』の応和四年六月十八日の条に「此日召保憲、（時置長列）長列、兵部丞三善道統於藏人所、令問今年当革命」とあり「道統申、案祖父清行朝臣所傳王肇開元曆紀經、今年不当革命、但非無易説并詩説、依被施德行、有何妨乎」とある。これをみる限り、三善清行が『開元曆紀經』をみていたことは確実である。

それでは、王肇の陽乘・陰乗の法による年紀の立て方はどのようなものであったのか。

それは佐藤によると、『兼良公三革説』の「王肇曆紀經」にみえるという。ここでは、第一部千五百年、二部千五百年、第三部千四百四十年で、^⑨黄帝二十二年甲子を第一の部首、文王受命を第二部首、^{（北魏）}後魏太武帝始光元年甲子を第三の部首とするものである。

部首 黄帝二十二年甲子

三乘六 一八〇年 陽乘一變

四条六 二四〇年 陰乘一變

七乘六 四二〇年 陽乘二變

八乗六 六六〇年 陰乘二変
三乗六

第一部 千五百年 上元

部首 文王受命甲子

三乗六 一八〇年 陽乘一変

四乗六 二四〇年 陰乘一変

七乗六 四二〇年 陽乘二変

八乗六 六六〇年 陰乘二変
三乗六

第二部首 千五百年 中元

部首 後魏太武帝始光元年甲子

三乗六 一八〇年 陽乘一変

五乗六 三〇〇年 陽乘二変

七乗六 四二〇年 陽乘三変

九乗六 五四〇年 陽乘四変

第三部 千四百四十年 下元

合三部四千四百四十年終而復始

ところで三善清行は、すでに良經の『擬作勘文』にみたように、王肇の説はとらずに「鄭玄の説」によった。清行の『革命勘文』にみるように、易緯は辛酉を以て部首とし、詩緯は戊午を以て部首としているが、本朝では神武より皆辛酉を以て一部大変の首^{はじめ}としているというところで、易緯―鄭玄を採ったのであるが、王肇説は甲子を部首としていて清行は王肇説によらなかったのである^⑧。これはまた一部を千三百二十年とみる

易緯説は神武から持統までの年数中におさまるが、一部を千五百年または千四百四十年とみる王肇説では、『日本書紀』の全体の年数をはみだしてしまうことの問題もあったであろう。このことは、また『日本書紀』（以下、書紀とする）の編者が勝手に歴代天皇の年数（長寿の天皇をふくむ）を操作することができなかったことを示している。

5

以上みてきたように、『書紀』の編纂の時代に辛酉革命説（甲子革命、戊午革運をふくめた三革説）が流行していたとみることは問題が多いことがわかった。そもそも一部千三百二十年にせよ、千二百六十年にせよ、一部（二十一元）の周期が一体なにもとづいているのかその根拠がわからないし、干支の六十年のサイクルはわかるが、三革説は本来的には干支自身に呪術性・神秘性を感じるところから起っていると思われるから、それは暦運とはむすびつかないものであろう。なお、清行がみた易緯・詩緯の三革説の情報源が王肇の『開元曆紀経』であつたとすると、これを『日本書紀』の編者がみることが時代的には無理になってくる。とすれば、神武天皇即位の辛酉年は、識緯説の辛酉革命思想にもとづくものとする通説は、改めて再検討しなければならない。

佐藤均^①によると、従来は辛酉・甲子の年の改元を「革命改元」「革命改元」と総称してきたが、このよび方が妥当であるかどうかと疑問をなげかけている。日本では周知のように平安時代初期、三善清行の『革命勘文』によって「延喜」という年号（元号）の改定が辛酉革命説によって行われた。それ以後、一時戦国期に欠けることがあつたものの江戸時代末期に至るまで六十干支の辛酉の年が巡り来ることに「革命勘文」が勘申され改元がなされてきた（この点は甲子の場合も同じである）。佐藤によると、革命勘文・革命勘文は辛酉・甲子の年が近づくと言旨が下されて、当該の辛酉・甲子の年が革命・革命にあたるか否かについて紀伝・明経・算・暦・陰陽の諸道から勘申されて、革命定・革命定が行われて革命・革命の当否及び改元の有無について僉議が行われるのであるが、一方、辛酉・甲子の年ごとの改元の殆どが革命・革命の当否の問題と一応切り離されたかたちで、辛酉・甲子の年を慎む^②という思想によって改元されているという。その意味で、佐藤は「辛酉改元」「甲子改元」とよぶべきであるとする。この点は、すでに早く安居香山が、緯書の革命説が現実の天異現象（災異）によって裏打ちされ、辛酉・甲子の年とともに起るかもしれない災厄を未然に防ぐという意図が改元に折りこまれていたと指摘している。安居のいうように改元が革命そのものの回避であり、天皇の権威護持につながるものであつたのである。確かに六〇年ごとの改元に革命・革命をもちだすのは、慣例を踏襲しているというにすぎず、天命が革まるというような革命（受命）思想がきわめて形式的なものであることを示している。平安時代に入ると改元理由として災異改元が多くなるが、「辛酉改元」「甲子改元」もまさしく災異改元の一つとみるべきであらう。こうした点も考慮に入れると、『日本書紀』の編

者が辛酉革命説によつて神武天皇即位年を辛酉にしたということは思想的にも考え難いのである。

ところで、那珂は、神武即位年辛酉は一部千二百六十年説をとつて、推古九年（六〇一）の辛酉の前年から一二六〇年（一一部）さかのぼつた辛酉年（紀元前六六〇年にあたる）に設定されたこと、その設定主体を聖徳太子にもとめた。しかし、周知のように清行の『革命勘文』では一部を千三百二十年としている。即ち、清行は「已上の一部は神倭磐余彦天皇即位の辛酉の年より天豊財重日足姫天皇六年の庚申の年に至るまで合して千三百廿年にしてのみ畢る」としている。議論のおこる問題の箇所は「鄭玄曰、天道不遠。三五而反。六甲為一元。四六二六交相乗。七元有三變。三七相乗。廿一元為一部。合千三百廿年」の所である。

那珂は一部千三百二重年説は甚だ疑しいとして、鄭玄は明かに「六甲為一元、七元有三變、三七相乗、二十一元為一部」といつている。すなわち一元は六十年、七元は四百二十年、これに三を乗すれば千二百六十年にして千三百二十年にはならない。千三百二十年は二十二元で、三七相乗の数にはならないのでこの数字はおそらく千二百六十年の違算であるという。

右の那珂説は妥当であらうか。この点は、「易緯」鄭玄注をどのように理解するかにかかっている。研究史^④の上で筆者が重要とみる説をあげておきたい。

A 一部二十一元千二百六十年説も千三百二十年説も両者ともに成立するという説。

斎藤実^④によると、易緯の鄭玄注は、①七元有三變、三七相乗、廿一元為一部の千二百六十年説と、②四六二六交相乗…合千三百二十年（四六・二六相乗とは、六は六甲で六〇年をさし、四×六甲で二四〇年、一×六甲で一二〇年になり、四六を四回（九六〇年）、二六を三回（三六〇年）掛け両方の数を合計すれば合せて千三百二十年となる）の二つの異なる原理で構成され、①がすべて奇数で示され、②はすべて偶数で示されていて易の陰陽二元の数理で構成されているという。なお、この二説は、『書紀』においても①の千二百六十年説の場合、第二部の首は推古九年辛酉の年で、この年は斑鳩宮造営があり、②の千三百二十年説では第二部の首は齊明天皇七年で、齊明天皇の崩御、天智天皇の称制の年にあたり、どちらも重要な年であったという。

一方、大谷光男^⑤は、易緯鄭玄注は本来左のように二つ（a）（b）の文章から成立していたとされる。

① 六甲為一元、四六二六交相乗 合千三百廿年（一部）

② 七元有三變 三七相乗 廿一元為一部

すなわち、aは、四六—二六—四六—二六—四六—二六—四六で合せて千三百二十年、bは七變の三倍の二十一元で一元六〇年で、二十一元—千二百六十年でこれの一部とみるaとbの二説が流布していたとみる。

B 一都二十一元 $\parallel$ 千二百六十年を是とした上で千三百二十年の週期がでてきた理由を考えようとする説。

すでに早く飯島忠夫^⑦は、易緯鄭玄注に独特の解釈を示した。「六甲為一元、四六二六交相乗」とは、六〇年を一元と名づけることであり、「四六二六交相乗」は、六〇年の四倍の四元と六〇年の二倍とを順次にとるということである。一元と「四六二六」は、記載上順序として三段になっているから、それは第一段に一元をとり第二段に四元、第三段に二元をとるのである。即ち、一元（六〇年） $\downarrow$ 四元（二四〇年） $\downarrow$ 二元（一二〇年）と合せて七元の周期となる。「七元有三変、三七相乗、廿一元為一都、合千三百二十年」というのは、七元を三回重ねること七元の三倍は二十一元となる。これを一都と名づける。合せて千三百二十年とあるのは一都 $\parallel$ 千二百六十年の上に更に次の大周期の初にある一元六十年を加へたとみる。

水野祐^⑧も飯島と同じく、一元 $\downarrow$ 四元 $\downarrow$ 二元と七元の周期を考える。但し「七元有三変」とは、七元が①一元（一変） $\downarrow$ ②四元（二変） $\downarrow$ ③二元（三変）と三度変化すると解する。そして、七元を三度くりかえした二十一元を一都という。昌泰四年（九〇一）は、我国では第二都首の年（六〇一 $\parallel$ 推古九）から数えて丁度三百年を経て、次の第六元の歳首の「辛酉年」にあたる。すなわち「七元有三変」の第三変の大変革のおこる年とみる。問題は清行は一都を千二百六十年であるとするのになぜ、合せて千三百二十年として一元六〇年増した年数をあげているのか。すなわち神武即位元年より斉明七年まで合せて千三百二十年とわざわざ斉明七年の「辛酉年」をもちだしたのかというと、それはこの年を第二都首と考えたからでなく、斉明七年「辛酉」は推古九年の第二都首の年の一大変革に次いでその年が第二変がおこった年で、それは昌泰四年が第二都の「七元有三変」のうち、第三変のおこる重大な年であることを強調するために引きあいだされたにすぎないとされる。水野説では、「七元有三変」の解釈が飯島説とちがってそれを七元中に一元 $\downarrow$ 四元 $\downarrow$ 二元と三つの変化があると考え、その変り目を重視したのである。

C 一都千三百二十年説で、都と元とを区別する説。

佐藤均^⑨は、「延喜」の『革命勘文』における清行の年数（周期）のとり方がそれ以後の『革命勘文』では継承されておらず、詩緯の周期や王肇の年数・周期によって『革命勘文』あるいは『革命勘文』が奏上されていること、そして正始三（一一〇一、辛酉）年になって革命定の上卿の九条良経が清行説を研究して清行説（善宰相説とある）による「革命勘文」を擬作し（擬作勘文）、清行説の重視すべきことを主張したと、その意義を高く評価された。

佐藤は一部の年数に関して、「善清行説」（一条兼良撰『兼良公三革説』所収）の鄭玄注の割注で「元者始壬戌終辛酉、故得廿一元千二百六十年、都者始辛酉終庚申、故得一都千三百廿年」（傍点、筆者）とあることに注目する。同じことは、「正始三年辛酉革命勘文」（『兼良公三革説』所収）の部分にも以下のようにみえる。

自神武元年辛酉、至齊明六年庚申、合一千三百廿年、以為一蔀也、計廿一元之法、以辛酉置一元終也、仍除蔀首辛酉之年計之、至推古九年辛酉也、自同十年壬戌至齊明六年庚申、合五十九年、不滿一元之數又無辛酉、仍不入此中、故得廿一元也

佐藤は右の蔀と元の区別を参考とされ、以下のようにのべている。

即ち、「善清行易説」及び「正始三年辛酉革命勘文」にみえる、一蔀と二十一元の年数に関する解釈は、元は壬戌に始まり辛酉に終るという六十干支の取り方、蔀は辛酉に始まり庚申に終るという六十干支の取り方をするので、辛酉に始まり庚申に終る一蔀千三百二十年の中に壬戌に始まり辛酉に終る元は二十一しか含まれないというものであった。つまり蔀首の神武天皇元年辛酉の一年と推古天皇十年壬戌から齊明天皇庚申までの五十九年はそれぞれ一元の数に満たないので、元の数には入らないのである。

結局、佐藤説は、一蔀千三百二十年説で、一蔀のなかに元数は二十一元しか入らないものであるが、この解釈はすでに安居香山も問題にしているが、安居はただこの場合何故に一元が壬戌に始まり、辛酉に終るかについて何等の根拠も明示されておらず問題が残るところであるとされている。

次に四六・二六の年数の問題であるが、「四六・二六交相乗」を四六〓二百四十年と二六〓百二十年の繰り返し（第二表参照）とみた場合、清行の四六・二六の年数のとり方とは違っている。佐藤はその表をあげているのでここでもそれをあげておく。

		紀年の 区切り	合計 年数
1	四六	240	240
2	二六	600	300
3	四六	180	480
4	二六	120	600
5	四六	180	780
6	二六	180	960
7	四六	120	1080
8	二六	240	1320
1	四六	240	240

（第一表、清行説）

		紀年の 区切り	合計 年数
1	一六	60	60
2	四六	240	300
3	二六	120	420
4	一六	60	480
5		240	720
6	二六	120	840
7	一六	60	900
8	四六	240	1140
9	二六	120	1260
1	一六	60	60
2	四六	240	300
3	二六	120	420
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮

(第四表、一六・四六・二六の三段階論)

		紀年の 区切り	合計 年数
1	四六	240	240
2	二六	120	360
3	四六	240	600
4	二六	120	720
5	四六	240	960
6	二六	120	1080
7	四六	240	1320
1	四六	240	240
2	二六	120	360
3	四六	240	600
4	二六	120	720
5	四六	240	960
6	二六	120	1080
7	四六	240	1320

(第三表)

		紀年の 区切り	合計 年数
1	四六	240	240
2	二六	120	300
3	四六	240	600
4	二六	120	720
5	四六	240	960
6	二六	120	1080
7	四六	240	1320
1	二六	120	120
2	四六	240	360
3	二六	120	480
4	四六	240	720
5	二六	120	840
6	四六	240	1080
7	二六	120	1200
8	四六	240	1440

(第二表)

佐藤によれば、「四六・二六交相乗」を第二表でみると、これは一部を千二百六十年とした場合は全く一致しないこと、千三百二十年とした場合も一節目では千三百二十年で一致するが、二節目は二六〇百二十年から始まって、千三百二十年には一致しない。そこで第三表にみるように「四六・二六交相乗」を二節目からまた四六〇二百四十年から始めると千三百二十年に一致するが、これは佐藤によれば「四六・二六交相乗」の文言とは矛盾するのではないかという。第四表はすでにみたようBの三段階（一元↓四元↓二元〇七元）論の解釈であるが、この点について佐藤は「六甲為一元、四六・二六交相乗」を一元↓四元↓二元の三段階にとる解釈は無理があること、なによりも清行がこのような変革の周期の区り方をしていないこと、清行以後の「革命勘文」を勘申した諸道の博士たちでこのような説を立てた者は一人もなく史料の根拠をもたない机上の論といわざるをえないという。佐藤は、第一表の清行説の意義を重視する。即ち、清行の四六・二六の年数の取り方は、四六については、二百四十年↓百八十年↓百二十年という減少の法則、二六については、六十年↓百二十年↓百八十年↓二百四十年という増加の法則になるが、これは六十四卦の「革」（兌上離下）の卦から兌上金の四六（金の生数）と離下火の二六（火の生数）について五行相剋説によって火は金に勝つことから四六は「次第減」、二六は「次第増」として減少と増加の法則が示されるのであるとされる。この説は、「合千三百廿年」について、これを違算としたり（那珂）、攪入（橋本増吉）としたりして作為を主張するのに比べると、複雑な数理を駆使する讖緯説本来のものである可能性もあるし、何よりも鎌倉時代〜江戸時代まで伝えられた伝統的解釈であるので充分尊重され検討されるべきであると主張する。

以上、A〜Cまでの諸説をみてきたが、易緯の鄭玄説をもっともよく解釈し理解しているのはCの佐藤説であると思える。佐藤説は清行の『革命勘文』のみならず、後続する『革命・革命勘文』の検討考察から提出されたもので意義がある。ただ、佐藤説がみとめられたとしても辛酉革命説は平安初期の清行の時代での議論であって、これは『日本書紀』編纂の段階の問題とは別である。

6

書紀が干支に特別に神秘思想を感じ、辛酉革命、甲子革命、戊午革運などに注意をはらっていたのであろうか。結論からいうと、そういうことは考えられないとみてよい。書紀の編年は、天皇即位紀年（王代記）となっており、歴代天皇の治世年間を一代とみて、某天皇即位元年・二年・三年……というような紀年法をとっており、干支紀年については太歳記事にそれが残っているとみれる。即ち、書紀では原則として新しく天皇が即位した元年の条の最後に、「是歳、太歳甲寅」というように干支をもつて年が記されている。太歳記事の問題点については後に詳しく議論しなければならないと思っているが、今は措く。

太歳は、本来は木星（歳星）の影像として仮想されたもので暦法的な意味があるが、書紀の太歳記事はそうした意味をはなれて「世々の天皇

の御代の始めの年に治暦明時の吉祥的意義をもたせるために設定された^②とする意見がある。ただ思想的な背景としてはその意味は深いのではないか。天皇という称号も後述するように宗教的意味あいをおび、天皇は古代中国では天空の北極星をさした天の中心、天の主宰者（天帝）である。そうした天皇が太歳とむすびつくことは、即位年の太歳干支は天皇の地位のもつ宇宙論的重要性を暗示している。この点について、橋本増吉は、スメラミコトの天皇の起源が「天皇帝、北辰星也」（『春秋緯合誠図』）とあるように「太歳の運行と天皇の聖運との間に特別な一致を認めて之れを表示したのが、即ち書紀に太歳記事が特記されている所以であろう」としている。

注意すべきは、そうした太歳干支にとくに辛酉や甲子が重視されているわけではなく、辛酉・甲子年即位の天皇は一人もみえない。森清人のいうように特別の思想や干支にこだわるということではなく即位元年の太歳干支がみえるのである。推古九年の辛酉年は、那珂通世の一部千二百六十年説では、第二部の首として千二百六十年さかのぼらせる逆算の基点となった年であるが、特別な意義をもった年とはおもえない。書紀には、推古九年二月「皇太子、初めて宮室を斑鳩宮に興てたまふ」とあつて、従来これが注目されてきた。しかし政治史の観点からみれば、十一年（癸亥）十二月の冠位十二階や、十二年（甲子）四月の憲法十七条の方が重要性はあるだろう。憲法十七条は甲子年になるから甲子革命説^③によるものかもしれない。すでに早く岡田正之は「されば太子は甲子の革政革命の時期に遭遇せるに因り、十二年を以て憲法を公布せられたるものにして、全く識緯思想に拠らせ給ひたるものなると断定すべし」とのべた。十七条憲法については太子の撰かどうか疑われていること、また『上官法王帝説』には「少治田天皇御世乙丑年……七月立十七条法也」とあつて、干支紀年が明示されている。『法王帝説』では、甲子でなく乙丑（推古十三年）となつていふことも考えなくてはならぬ。ただ、書紀には天智天皇三年（甲子にあたる）二月条に冠位二十六階の事や氏上・民部・家部の記事がみえるから、書紀の編者か甲子の年に特別の注意をはらつて推古十二年の甲子の年に十七条憲法の記事を挿入したという推測が成り立つかもしれない。しかし、偶然性も排除できないのではないか。書紀は王代記で即位年紀年法で編年しており、干支紀年が表面にあらわれていないのであるから、特定の干支を意識して編年したようにはみえないのである。

一部千三百二十年説では、神武即位年辛酉の逆算の基点となるのが斉明七年辛酉になるが、この年の七月に斉明女帝は筑紫の朝倉宮で突然亡くなつていふが、これが異常な死であつたようだ。前年五月の条に朝倉宮をつくる時、朝倉社の木を切り除いたため神が怒つてこの大殿を壊したとあり、また宮中に鬼火があらわれたと記している。また女帝の喪の時に朝倉山の上に鬼があらわれて大笠を着てその喪の儀を臨み視たとされ、人々が皆怪異を感じたと記している。そうした年に辛酉革命の起点をもつてくるのが相応しいのかどうか。また女帝の死のあと、七月皇太子中大兄が「素服称制」したとあつて、称制を実質上即位とみて、この年を重視する見方もあるが、中大兄の「称制」というのは女帝亡きあとの直後皇太子としてそのま天皇統治を代行したということで、天皇としての即位は七年後であつた。斉明七年の「称制」が区切り目としてふ

さわしいかどうか。齊明七年という年は、かならずしも辛酉革命説にとってふさわしい年とはいえないのである。⁹⁾

神武即位紀元Ⅱ辛酉革命説への疑問を暦法の視点から問題にしたのは有坂隆道¹⁰⁾である。

小川清彦¹¹⁾の研究以来、書紀の暦日は、神武天皇から安康天皇の巻までは儀鳳暦、雄略巻以降は元嘉暦を使用して推算されていることはよく知られている。元嘉暦は、宋の何承天の作成によるもので元嘉三二(四四五)年から六五年間実施された暦であり、一方儀鳳暦は唐の李淳風の作になるもので唐では麟德暦とよばれて、麟德二(六六五)年より六四年間実施された暦である。日本に入ってきたのが唐の儀鳳年間(六七六―六七八)であったので日本ではこれを儀鳳暦と呼んだ。

有坂は、書紀の全巻を通じて辛酉年に特別の注意を払った形跡が全くないことを指摘した上で、従来神武即位の「辛酉年」だけが問題視されてきたが、神武即位は「辛酉年正月庚辰朔」とあり、この「庚辰朔」は、書紀の編纂段階になって儀鳳暦によって算出したもので、推古朝や天智朝などには絶対定めることのできない暦日である。もしその当時の元嘉暦で算出すると「辛巳朔」になる。それ故辛酉年も推古朝ではなく、書紀編纂時に設定されたものと考えられるという。

ところで有坂は、儀鳳暦では定朔採用のほか総数一三四〇という周数(周期数や循環する序数など)を採用した点に特徴があるといわれる。神武即位元年から一三四〇年という周数の一巡りを下ると天武十(六六一)年で、この年の三月十七日、天武天皇は大極殿に御して川嶋皇子、忍壁皇子以下に詔を下して帝紀及び上古諸事を記し定めたとあり、それが書紀編纂事業の発端で、書紀編者はそれを意識して、天武十年から一三四〇年前の辛酉正月庚辰朔に神武を即位させたとされている。¹²⁾

有坂の右の説は興味深いものであるが、一三四〇という総数が神武即位年を設定する周期数となるかどうか。儀鳳暦では、 $1\text{年} = 26 \frac{711}{1340}\text{日}$ 、 $「総数千三百四十」というのは、一日の区分、つまり太陽年や朔望月がこの総数を分母として表わされるという意味であり、決して一三四〇年で暦が循環するというのではない」$ ¹³⁾という指摘があるように、一三四〇を一三四〇年というような周期をもつ年数とは考えられない。このあたりに有坂説に不安が残る。

もう一つ辛酉革命説に対する疑問を独自の神武紀元の設定方法を提示した説をみておこう。

江口洸¹⁴⁾は、天皇即位年の周期年数として十九年法を重視する。十九年Ⅱ一章とは天地の終数で、一章の二倍の三十八年を一元といい、その二倍七十六年を一紀、あるいは一都ともいう。神武天皇の在位年数七十六年は、十九年の四倍(四章)で一紀(四分暦では都とよぶ)となる。この十九年は、四分暦の暦法において十九年間に七回閏月を入れることで一太陽年(三六五日と六時間)と十二ヵ月(一日は約二九・五日)によって生ずる差異(一年に十一日ほど)を調整する置閏法(十九年七閏法)として注意される周期年数である。江口は、この十九年法を「威靈再生

の関係」としてとらえ、「暦の上で十九年毎に太陽と太陰が再生を同時に刻む。この天の運行が、地上の暦によって写し取られたのであるが、この理解が太陽神のみならず総べての霊的存在は十九年毎の周期を以て、新たな生命力を得て復活するという信仰へとつながっていく。この信仰が天皇の在位年数を、また立太子の年齢、そして多くの天皇相互の即位年と崩御年の関係を成立させるのである」として、この立場から辛酉革命説に疑問を提し、神武紀元は持統天皇即位を遡ること十九年の七一倍数（一三四九年）の紀元前六六〇年に決められたとする。ただこの場合、持統即位とは、持統四年正月（六九〇年）を基点としている。周知のように持統女帝は、天武崩御後の称制期を経て事実上即位したのは四年正月である。書紀の紀年上は、持統元年は称制時点から始まっている。なぜ持統天皇四年正月を起点としたのかについて江口は納得できる理由を示していない。また十九年の七十一倍の七十一になんらかの意味があるのであろうか、この点も理由がはっきりのべられていない。十九年という数字が四分暦において置閏法として暦法上意味があることははっきりしている。すでに橋本増吉は中国の古典を種々引用して、神武天皇の在位年数「七十六年」が天地の終数并せて十九歳（一章）、その二倍三十八歳（二元）、その二倍七十六歳（一紀或は一都）であることを指摘している。七十六歳は四分暦において一都で周期として重要な意味があるが、「四十一倍」というのはどのような周期と関連するのかわからないのである。『周髀算經』によると、「陰陽之数、日月之法、十九歳為一章、章日月差為閏、四章为一都、七十六歳、二十都为一遂、逐千五百二十歳」とあるから一逐（四分暦では一紀）＝千五百二十年は周期として重要な意味がある。但し、書紀の紀年上、一五二〇年は、その逆算の起点が西暦八六〇年となるから、書紀編纂時点（書紀は七二〇年完成）を飛び越してしまふ。

以上から結論めいたことをいえば、神武即位年辛酉の設定は、書紀編さんの段階である思想（譏緯説であれ、暦運説であれ）にもとづいて設定されたものではないということである。

7

ところで神武即位年の辛酉ばかりが注目されているが、実は神武天皇紀の干支で重要なのは書紀の編年上最初の年紀となる太歳甲寅年である。書紀によると神日本磐余彦天皇（神武）が東に美き地有りと聞いて東遷を決議したことをのせているが、この年を「是歳、太歳甲寅」とむすんでいる。このあと冬十月に天皇は舟師をひきいて東征に出発した。乙卯年三月に吉備国に入る。戊午年二月に皇師が東に向い難波碇に到る。同年四月以後には胆駒山越えて長髓彦の軍と会い抵抗をうけ、熊野へ迂回して宇陀に入り、大和の磯城彦などの征討をえて、十二月に長髓彦を打倒するまで長い記述が展開する。己未年二月に入り大和の土蜘蛛を討ち、大和を平定して橿原の地に都造りを始める。庚申年に入り天皇は五十鈴媛命を正妃としてむかい入れる。そして辛酉年正月に天皇は橿原宮に即位するとあり、「是歳を天皇元年とす」としている。このあとは『春

秋左伝』や『国語』などの筆法と同じで最後の持統天皇の巻まで天皇即位年紀（皇代記）で一貫しているわけである。すなわち、干支紀年で記された記事は、甲寅年の東征（東遷）から始まって八年目の橿原宮での即位の辛酉年で終る一つの物語のサイクルを示している。

太歳甲寅は重要な意義をもっている。甲寅については、中国古代の字書である『爾雅』（釈天第八）に「歳陽。太歳在甲曰闕逢、在乙曰旃蒙……」「歳名。太歳在寅曰提格、在卯曰單閼……」とあり、伴信友はこれをもって「十干先甲、十二支先寅」とし、甲寅は干支運行の初年と考えている。また橋本増吉は、太歳甲寅に関して詳しい考証を展開しているが、そこでは『爾雅』釈天、『淮南子』天文訓、『三五曆記』、『史記』天官書、『漢書』天文志などの漢籍をあげた上で、「凡べて歳星の神靈なる天一・太陰・歳陰・太歳の運行に関して記さる、場合には、必ず『甲寅』の年を以て之れを始むること、なっているので、我が国上古の年代を制定するに当り、一方に於ては既に辛酉革命によりて神武天皇即位元年を以て推古天皇八年より一千二百六十年前の辛酉の年に定むると共に、他方に於ては木星の神靈なる太歳即ち天一若しくはその本元なる太一を以て天皇に擬定せる結果、天皇の聖運を以て太歳の運行に比較すること、なり、こゝに神武天皇元年辛酉より七年前なる甲寅の年を以て太歳運行の元始、随つてまた天皇御東征の元始と定めしものなること、一点の疑問を容るべき余地なきを思ふのである」とのべている。

川原秀城によれば、太歳とは歳星（木星）の影像のことである。木星は円天を一周する公転周期がほぼ十二年であることから、木星の軌道面ないし天の赤道帯を十二等分し、これを十二次と名づけ、木星は一年に一次ずつ東に移動していくとした。西から東へ、星紀、玄枵、娵、大梁、実沈、鶉首、鶉火、鶉尾、寿星、大火、析木とよばれた十二の区分がそれである。また戦国期、天上の等分分割法には大きく二つの流れがあつた。十二次がその一つであり、十二辰とよばれたのが他の一つである。十二辰とは天の赤道に沿つて等間隔に設けられた十二の区分で、十二支の名を借りて、子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥と称された。各区分は星次と完全に一対一に対応するけれども、その順序は十二次や歳星の運行と反対である。前四世紀ごろ、当時の「天文」家は年の巡りを十二辰の順序に合わすべく、元期の天象に即して、歳星の円軌道に一本の直径を引き、その直径を境にして歳星（木星）と線対称の位置に影像ないし仮想の天体（天神―筆者）を想定し、仮想の天体の位置する十二辰を示すことによって年を記した（川原の「戦国期太歳紀年法図」を参照）。歳星の影像は太歳、歳陰、太陰などと呼ばれた。その新しい紀年のシステムが太歳紀年法である。太歳は歳星の影像として十二辰を順行し、十二年で全天を一巡するという。この太歳紀年法はおよそ秦漢の移行期の頃、十干を含めた六十干支による、いわゆる干支紀年法に発展したらしい。『淮南子』天文訓に「淮南元年冬、天一（太歳）は丙子に在り」とみえるのが干支紀年の初出の例であるという。

この点に関して、小嶋政雄は、『淮南子』天文訓に甲寅元始の思想が顕著にみえることから、干支紀年は『淮南子』編纂に携わった学者グループ（漢の淮南王劉安の下に集まった学者グループ）によって、淮南元年、漢の文帝の十六年（紀元前一六四年）、『淮南子』編纂の年を隔たる余

り遠からざる時に始められたのではないかといわれている。その場合、顓頊暦せんぎょくの施行者は秦の始皇帝の元年（前三六八年）——現在の干支紀年より一年ズレる）を甲寅と定めこれを暦元（紀元）としたものと推定した。こうしてみると、甲寅という干支は、太歳干支記事（神武即位前紀の）において、干支紀年の元始として、暦運の元始としての位置づけをもっていることが知れる。

本来、書紀における太歳記事は各天皇の即位元年の条に太歳干支名が記載されるのが原則であるが、天武天皇の場合と神武天皇の場合はその原則からはずれている。当面神武天皇に関しては、なぜ即位年に太歳干支がなく東遷開始の甲寅年を太歳としているのであろうか。これを単純に即位年よりは東遷の開始の方を歳星（木星）の西から東への運動との対比からみて重要と考えた結果なのであろうか。この点に関して丸山二郎⁴⁶は、太歳の運行と天皇の聖運との間に密接な関係をみとめるにしても、それが「元年」ということと特殊な関係や意味を有するものではないとしている。天智天皇の場合は、斉明女帝崩御の後つづけて皇太子（中大兄）称制となり、翌年を元年とし、その歳の末に「是歳、太歳壬戌」とし、二年より六年末におよんで七年春正月皇太子即位としている。即ち、称制と即位との間にとくに区別はない。この点は持統女帝の場合も同じである。したがって神武の場合も大業の初発御東征首途の年に太歳甲寅を以てし、年を経て漸く中洲復た風塵なくして皇都を開き、正妃を立て、次の年辛酉に即位し、是の年を天皇の元年として正妃を皇后としたという記事は一連のもので、暦運の説（天皇太帝元年の歳首が甲寅にあるという思想）によって甲寅の年に筆を起してそこに太歳甲寅と記したことであるから更に辛酉元年に太歳の文字を掲げるを要さなかったとされている。

さらに友部吉之助⁴⁷の見解がある。友部は、旧日本紀（和銅七年日本紀——現在の養老四年の日本紀Ⅱ日本書紀に對して、和銅七年に奏上された日本紀Ⅱ日本書紀。即ち現在の日本書紀は和銅の日本紀を書きあらためたものとする）では甲寅年を神武即位年とするものであったが、現在の養老日本書紀ではこれを辛酉元年に移動し新たに改変したものとする。この見解は、旧日本紀の存在を予想し前提としているためすぐには肯首しにくいものである⁴⁸。友部は、旧日本紀の存在を種々の側面から根拠づけた大著を刊行されているので、それを一つ一つ検討し是否を云々するのは容易でない。今はこの旧日本紀の問題にふれずに太歳甲寅についてのみ考えてみる。

友部は、太歳甲寅「元年」説について、それは天御中主神信仰と結びつき、北辰（北極星）崇拜という暦法尊重の思想と関連し、顓頊暦せんぎょくを原理とし、顓頊暦の暦元に象つて構成されたものだとしているのは注目される。

顓頊暦は四分暦の一種で戦国時代の半ば（前三五〇～六〇年）頃に制定されたものであるが、その使用は秦の始皇帝の二十六年（前二二二年）に天下を統一した時から前漢の武帝の太初元年（前一〇四年）以前まで一一七年間おこなわれたもので、その紀年法は現行干支の紀年法にくらべて一年引き下げられた干支紀年法を用いている。友部の議論でいくと、和銅の旧日本紀では、神武天皇甲寅を即位元年とする北辰崇拜という

曆法（顓頊曆の曆元原理）によって記された太歳記事であったが、後の養老日本紀（現在の日本書紀）では辛酉革命説によって神武辛酉年即位の太歳へと改変されたことになるが、一方橋本はすでにみたように右の二つを別の原理・思想（辛酉革命説にもとづく神武即位元年辛酉と、太歳運行の元始としての甲寅^④天皇東遷の元始）にもとづくものとして併置している。

右の点をどう考えるかは重要な問題であるが、筆者は書紀の天皇観において重要なのは太歳、曆法の元始としての甲寅の方で、辛酉革命説というようなのは書紀編纂段階でなかったか、あったとしても思想としての影響力は小さいものであったと理解している。辛酉という干支にとらわれるべきではない。この点は、日本の天皇号を考えてみることによってはっきりする。

天皇の称号については、その由来は、一つは中国の天文・星雲関係の影響をうけた神秘思想（緯書類）に関係するものと、他方、中国の道教思想、神仙思想からでてくるものの二つの流れがある。日本の天皇が中国の成語からとられたものであることは津田左右吉以来諸説一致している。問題なのはその由来を天文星雲の方からとみるか、道教—神仙の方から考えるかである。以下、津田左右吉の「天皇考」^⑤を参照して中国の文献史料をみていきたい。

前者では、天皇は天の中心にあつた北極星の神格化としての天皇大帝をその称号の起源とみる。『春秋緯合誠図』^⑥に「天皇大帝、北辰星也：居紫宮中、制御四方」とあつて、天皇大帝は北辰星（北極星）であつて紫宮にあつて天界の四方を統御しているとある。『春秋緯佐助期』には「紫宮、天皇、耀魄寶之所理也、宋均注、魄寶天皇之號」とあつて、天皇は紫宮にいて天界を理めているといい、耀魄寶とは天皇の号であるとしている。また『詩緯含神霧』でも本文はわからないが「宋均注曰、北極天皇大帝、其精生人」とあつて北極星が天皇大帝であるとする。なぜ北極星が天皇大帝というようになったかについて、津田は、もともと天帝の居所であつた北極星がやがて天帝の精だと解されるようになり天帝そのものになった、そして大帝（太一）の精たる北極星は天皇（太一）と結合せられ、天皇大帝と称せられることになったとされている。

『周礼』^⑦には「以禋祀昊天上帝」とあるが、鄭氏注で「謂昊天上帝冬至於圜丘所祀天皇大帝星」とある。即ち、昊天上帝というのは冬至に圜丘で天皇大帝星即ち北極星を祀ることだとしている。この点後世になるが『晋書』天文志でも天皇大帝の宇宙における宗教的な最高神としての性格をはっきり語っている。「中宮北極五星、鉤陳六星、皆在紫宮中。北極、北辰最尊者也……鉤陳、後宮也、大帝之正妃也、大帝之常居也。……

鉤陳口中一星曰天皇帝、其神曰耀魄寶、主御群靈、執萬神図……」。ここでは天皇大帝は鉤陳（＝後宮）に囲まれている（＝口中）星で、その神を耀魄宝^⑧といって群靈を御するを主どり万神図を執るとしている。この解釈について津田はこの天皇大帝はどうも北極星らしいとしている。

栗原朋信^⑨によると、古来中国では天の最高神を「天」「帝」「昊天上帝」「皇帝」などとよんでいたが、鄭玄によると「昊天上帝」は「皇帝」で「天皇大帝北極星耀魄寶」となり、「皇帝」と「天皇」は同一でただ呼び方が違うという。したがって、鄭玄説では冬至に南郊の圜丘で天を祀る

皇帝最高の祭祀や即位の時の「祭天」では、「天皇大帝北極星」のシンボルを円丘の最高位に北位南面させて置き、時の皇帝の祖先の木主（位牌）をこれに配置して祭るといふ。そして齊から唐初（高宗の永徽二（六五二）年）まで基本的には鄭玄の祭天儀礼観が各帝室の公認儀礼となっていたといわれている。

一方、天皇は神仙—道教の方にも現われている。この点も津田左右吉に詳しい。『枕中書』^⑧（葛洪著、二八三—三四三年）には、太初に盤古真人たる元始天王があらわれ、次に太元聖母があらわれ、この太元聖母が天皇を生む。この天皇を「扶桑大帝東王公」ともいう。また九光天女（太真西王母）を生み、そのあと地皇・人皇も生まれる。津田はこの天皇が純然たる天上の神であること、即ち天皇は天帝と考えられていたことを強調している。

同じ道教の神仙思想では『神異経』中荒経に、世界の中心は崑崙で、そこに九宮があり、その中央を「天皇之宮」という。その天皇の左右に西王母と東王父がいるとある。津田はここでも天皇は天帝であることがわかるといわれる。津田は神仙説もしくは道教に用いられた天皇の名もまた天帝であることから「実際の信仰としては星によって象徴せられ又は星と結合して考へられている天皇と、此の神仙としての天皇は、おのづから混合せられていたと思はれる」「天皇は一つの意義においては本来天帝のことであるが、それが後には北極星の名となり、他の意義においては太古の帝王とせられた空想的人物の名から一転して神仙となり、それと共に宗教的信仰の対象となつて、やはり天帝の觀念に結合せられている」と結論づけられている。

そこで日本の天皇号の問題であるが、津田は「我が国では星のことが全く閑却せられていて、神代史にも星の重要視せられたことが見えないから、北極星によって象徴せられている、もしくは北極星の名となっている、天皇の觀念は深く顧慮せられなかったらう」とされ、天皇の称号は「多分、神仙説もしくは道教に關係ある書物（仮に例を挙げていへば枕中書のようなもの）から来たのであらうと思はれる。枕中書に見える天皇が『扶桑大帝東王公』という名を有つていて東方の帝とせられていたことも考えの中に入れて置くべきものである」といわれている。

中国において神仙思想は三世紀より六世紀の魏晋南北朝時代に大いに発達し道教が形成されてきたのであるが、我が国でも垂仁朝の田道間守の話や浦島子伝説（雄略朝）など神仙思想の説話や伝承が豊富である。ただ、天皇の称号を神仙思想にもとめる点については筆者は賛成できない。この点はすでに下出積興^⑨の指摘がある。

下出は、『枕中書』における天皇がかならずしも最高神を占めることになっていない。天皇は、元始天王、太元聖母のあと第三席を占め、しかもそれは天皇一人が占めるものでなく、同母妹にあたる九光玄女（太真西王母）と共有されている。即ち、元始天王こそが最高神となっていたが、枕中書の神仙天皇観において日本との関連で採りあげられるのは、天皇が「扶桑大帝東王公」とされている点、即ち日本が中国

の東方に所在する「扶桑国」と認識された点にこそ親近感をもって神仙天皇が日本に結びつくとしてされている。ところが『枕中書』よりも成立が古いより基本的な文献である『神異経』ではすでにみたように崑崙の中心に天皇がいて、東王父・西王母が左右にいらして、東王父＝東王公が扶桑大帝の形をとるのは神仙思想における唯一のあり方でなく、むしろそれは崩れた形である。『枕中書』説よりもむしろ『神異経』のよくな天皇觀念が日本の天皇号の起源となったと考える方が遙かに妥当性をもつが、そうした天皇觀・天帝觀は神仙思想に固有のものでも神仙思想によって独創されたものでなく、むしろ基本的には『史記』の天官書・封禪書のものであり、占星術的思想のものであり、六朝時代に多くの諸子百家も共通にこの天帝觀を共有していたもので、日本における天皇号を神仙天皇説に限定するのは疑問であるとされている。

ところで津田が日本では星のことが閑却されていて神代史にも星が重要視されたことがみえないとされるが、近年壁画古墳としても名高い高松塚古墳やキトラ古墳の石室の天井に星宿図が描かれていることが話題となった。又、藤原宮から星を描いたまじないの木簡（呪符木簡）が出土している。^⑥ また勝俣隆が『星座で読み解く日本神話』（二〇〇〇年）をだされ、天津甕星（天香香背男）を金星、天御中主神（天の御柱）を北極星、天宇受売命をオリオン座、天安河を天の河、時量師神を北斗七星などと比定されて、記・紀神話を解説している。星雲の問題は天文学に精通していなければ難解な分野だけに研究成果はあがっていないということの方が大きいようにおもえる。

以上、日本の天皇称号は、神仙思想からよりは天文星雲の方からとられたとみる方がよいと思う。^⑦（紙幅が尽きたので以下次号に続く）

注

- ① 安居香山『緯書の基礎的研究』七六頁、『緯書の成立とその展開』三〇八頁。
- ② 今井宇三郎、補注『易緯』（日本思想大系8巻『古代政治社会思想』所中の『革命勘文』の補注。
- ③ 今井宇三郎、補注（前掲②に同じ）
- ④ 今井宇三郎『革命勘文』（前掲②）
- ⑤ 「三善清行『革命勘文』所引の緯書曆運説」（中村璋八編『緯学研究論叢——安居香山博士追悼——』一九九三年）
- ⑥ 岡庸之亮『古史紀年の秘密を解く——識緯説紀年論批判——』一九九八年では、易緯の文については、中原師緒の指摘のごとく、その文章の存在そのものが疑われているのに、那珂はその不当性にはふれず、清行の革命の議が唐の王肇の著した『開元曆紀経』の趣旨に基づいたものであると問題をすかえていると那珂批判をしている。
- ⑦ 『革命・革命勘文と改元の研究』二五頁、一九九一年。

- ⑧ 岡庸之亮も易緯によるとする辛酉革命説を『開元曆紀経』からとつたとされている。
- ⑨ 佐藤均『革命・革命勘文と改元の研究』六九～七〇頁。
- ⑩ 岡庸之亮、前掲書⑥の四九頁も同じ見解をのべている。
- ⑪ 佐藤均、前掲書⑦の第一部「革命勘文・革命勘文について」。
- ⑫ 佐藤均、前掲書⑦の一三頁。
- ⑬ 「わが国における改元と緯書思想」(井川定慶博士喜寿記念会編『日本文化と浄土教論攷』所収、一九七四年。
- ⑭ 研究史については、佐藤均「那珂通世の辛酉革命説について」(『革命・革命勘文と改元の研究』所収)。齊藤実「辛酉革命と甲子革命」(『日本大学芸術学部紀要』20号、一九九〇年)。
- ⑮ 前掲⑭の齊藤実論文。
- ⑯ 「三善清行の『革命勘文』について」(『東アジアの古代文化を探る―暦と印章をめぐる―』の第三部第一章、一九九九年)。
- ⑰ 『日本上古史論』一九四七年。
- ⑱ 「日本書紀紀年論」(水野祐著作集第2巻『日本古代王朝史論各説上』所収、一九九二年)
- ⑲ 「革命勘文と兼良公三革説」(前掲書⑦所収、四三～五頁)
- ⑳ 「中国神秘思想の日本への展開」一二七頁。
- ㉑ 「六甲為一元」というのは、六甲六〇年が一元であるという説明であつて、四六・二六の相乗のサイクルの中にくみこむ理由はないと考える。
- ㉒ 佐藤均・前掲書⑦の四九頁。この説は安居香山も同様に指摘されている(『中国神秘思想の日本への展開』一二七～三〇頁)。
- ㉓ 森清人『日本紀年の研究』
- ㉔ 『邪馬台国論考³』八一頁、一九九七年。本書は、佐伯有清氏が『東洋史上より見たる日本上古史研究』(改訂増補)の邪馬台国関係の部分を三分冊に分けて解説を付して刊行したものである。
- ㉕ 『日本紀年の研究』七七頁。
- ㉖ 『近江奈良朝の漢文学』五三頁、一九二九年。
- ㉗ 種々の著書・論文があるが、最新のものとして吉村武彦『聖徳太子』岩波新書、二〇〇二年参照。

②⑧ 称制の意味については、拙稿「称制考」(『古代女帝の時代』V、一九八七年)

②⑨ 天智天皇の元年は、齐明天皇七年(六六一年)の辛酉年の翌年の壬戌年(六六二)になっている。これは、書紀が翌年称元法をとっているためである。したがって、齐明七年は天智天皇の御世ということにはならない。

③⑩ 塚田六郎「日本紀年は果して逆算されたか―那珂博士の説に対する疑い―」(『季刊邪馬台国』20号、一九八四年)は、推古九年にしても齐明七年にしても『日本書紀』はこれを第二部首とするにふさわしいように扱っていないことから、そこが逆算されたという論証が那珂説に欠けていると批判している。

③⑪ 『古代史を解く鍵』(講談社学術文庫)第一章「日本書紀の暦日」、五三頁、一九九九年。

③⑫ 「日本書紀の暦日について」「日本書紀の暦日の正体」(齐藤国治編著『小川清彦著作集―古天文・暦日の研究―』一九九七年、所収)。「日本書紀の暦日に就いて」一九四六年(内田正男編著『日本書紀暦日原典』一九七八年、所収)

③⑬ 元嘉暦がいつ頃日本に将来されたのかについては、書紀では欽明紀十四(五五三)年六月条に医博士・易博士・暦博士の百濟から日本への交替「上番」と卜書・暦本などの「進付」がなされており、欽明朝以前から百濟から日本への暦の専門家の派遣があったらしい。すでに早く橋本増吉『東洋史上より見たる日本上古史研究』(一九五六年)は、我国に元嘉暦の将来されたのは允恭天皇の時代であり、それは宋の正朔を奉じているところから、百濟を経て将来されたものでなく、宋から直接伝来せられたものであるとしている。大谷光男は、百濟武寧王墓誌銘の「癸卯年五月丙戌朔七日壬辰」(没年月)と王陵へ移葬した「乙巳年八月癸酉朔十二日甲申」の暦日が宋の元嘉暦によるものである点を指摘した上で、日本は宋が元嘉暦を用いられるようになって間もなく、百濟とほとんど同時に元嘉暦を用いるようになったこと、宋滅亡後は百濟から直接元嘉暦本を毎年輸入していたものとしている。そして暦日の記載なくして外交文書は作成されるはずがないことを合せて考えるべきであるとされている(大谷光男「武寧王と日本文化」、『東アジアの古代史を探る―暦と印章をめぐる―』所収)。また有坂隆道(前掲③⑪)は、倭が宋の冊封体制に入ったとき、「正朔を奉ずる」という形で当然暦も授けられたとされ、また稻荷山鉄剣銘の「七月中」という用例は二十四節気の「中」で当然暦が輸入され使用されていたとされている。

③⑭ 有坂『古代史を解く鍵』五七―九頁。

③⑮ 青木信仰『時と暦』二二頁、一九八二年。

③⑯ 『古代天皇と陰陽寮の思想』二〇四頁、一九九九年。

③⑰ 『改訂東洋史上より見たる日本上古史』六二―四頁、一九八二年刊。
増補

③⑧『漢書』律曆志に「并終數為二十九、易窮則變、故為閏法」とあり、孟康の注に「天終數九、地終數十、窮終也」とある。『易緯乾鑿度』に「…常以太歲紀歲、七十六為一紀、二十紀為一部」とある（橋本增吉前掲書③⑦の六一三頁参照）。

③⑨四分曆による一章十九年の日数は $365\frac{1}{4} \times 19 = 6939\frac{3}{4}$ 日であり、なお日数の端が残っている。中国の曆では古くから夜半をもつて一日のはじめとし、毎月のはじめは朔、さらに一年については冬至をもつて計算の起点とした。即ち冬至、朔が夜半の時刻と合致する瞬間をとらえて曆計算の起点とした。この「十一月朔夜半冬至」を起点として、十九年たつと「 $\frac{1}{4}$ 」の端数が解消され、四章七六年を経過すると再び十一月朔夜冬至に復帰するという（數内清『中国の天文曆法』二六四―六頁、一九六九年）。また四分曆法によると、一年の長さを三六五・二五日とした十九年七閏の法がある。十九年を一章としその間に七閏月をおくことにすると、一章の後には朔と季節とは丁度同じ関係にもどるのであるが、日の端数を去るためには四章七六年を以て一部とすれば一部の後には朔と時刻と季節とが同一の関係にもどることになり、なお二十部千五百二十年を一紀とすれば、一紀の後には朔日の干支も同一の干支にもどることになり、三紀四千五百六十年を一元とすれば、一元の後には歳の干支も亦同一の干支となり、歳名と季節と朔の干支と時刻と凡て再び再び元始の状態にもどるとする曆法であるという（新城新藏『東洋天文学史研究』六二二頁、一九二八年）。

④⑩千五百二十年は、四分曆では一紀（一紀は二〇部）で、朔日、季節、時刻が同一の干支にもどる周期である。

④⑪『比古婆衣』

④⑫「倭人の史実と書紀の太歲記事」（『邪馬台国論考3』九一―九二頁、『東洋史上より観たる日本上古史研究』四三六頁）。

④⑬『中国の科学思想』一九九六年。

④⑭「干支紀年法は何時頃から行はれ始めたか」（『大東文化大学紀要』6号、一九六八年）。

④⑮「太陰元始、建干甲寅云々」、「鎮星（土星）以甲寅元始如建斗云々」、「太白元始、以正月甲寅、与熒惑晨出東方云々」、「月日星辰、復始甲寅元、日行一度云々」とあるように日にも年にも他の干支に抽んで、甲寅を元始として重んじている。

④⑯『日本紀年論批判』二一六―九頁。

④⑰『日本書紀成立の研究―増補版』の十章「神武天皇元年の研究」、一九六九年。

④⑱坂本太郎「いわゆる『和銅日本紀』について」（坂本太郎著作集第二巻『古事記と日本書紀』一九八八年）、山田英雄『日本書紀』一九七九年、六二頁。

④⑲『津田左右吉全集三卷』一九六三年所収。

- ⑤0 中村璋八編『重修緯書集成卷四下（春秋下）』
- ⑤1 『十三經注疏3周禮』（芸文印書方）
- ⑤2 『唐房垂齡等推』（『晋書第2冊』卷11～18卷（志））
- ⑤3 『東アジア史から見た『天皇』号の成立』（『上代日本対外関係の研究』一九七八年）
- ⑤4 清王謨輯『增訂漢魏叢書、附遺書鈔』所収
- ⑤5 『古代神仙思想の研究』一九八八年。
- ⑤6 『天皇の称号と神仙思想』（『日本古代の道教・陰陽道と神祇』一九九七年）
- ⑤7 『飛鳥藤原京展』（奈良文化財研究所、二〇〇二年）の解説によると、道教の羅堰らえん九星を記した木簡という。
- 補① 『続群書類従第十一輯上』、『大日本史料第一編之十一』
- 補② 広畑輔雄『万世一系王朝の始祖神武天皇の伝説』（一九九三年）は、皇祖神天神タカミムスビの神格を継承する天皇は、天の最高神たる天帝（天皇帝）を本質とするものであって、中国の天の思想にもとづいて、天武朝に成立したといわれている。